資料１

釧路市生物多様性地域戦略　策定スケジュール

策定の体制

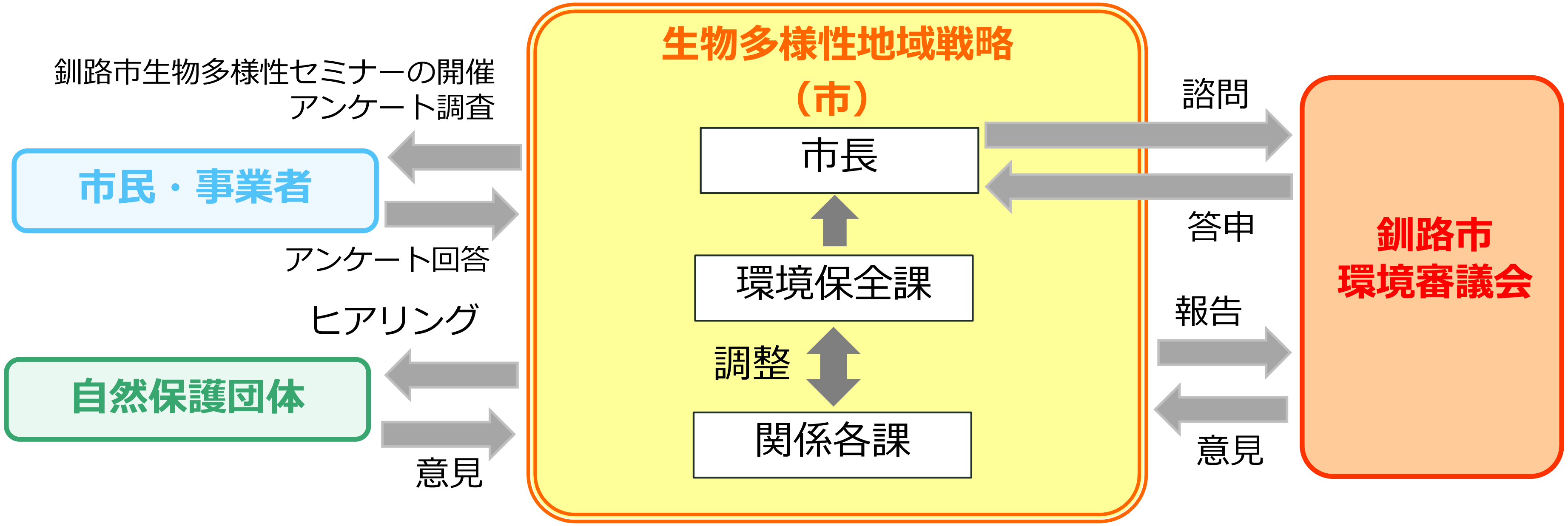

策定スケジュール

- ７月に環境省の令和7年度生物多様性地域戦略の策定推進支援業務に採択された。支援業務は今年度までの予定。
- ９月末に環境保全課が作成した生物多様性地域戦略について関係各課から意見聴取。現在、関係各課からの意見や支援事業でのアドバイスをもとに、生物多様性地域戦略の作成を進めているところ。
- 今年度中に釧路市生物多様性地域戦略をとりまとめ、令和８年度第１回釧路市環境審議会で諮問する予定。
- 環境審議会からの答申後、パブリックコメントを行い、令和８年度中の完成を目指す。

※「釧路市生物多様性セミナー」を令和７年10月～令和８年２月で月１回、合計５回開催予定。
　令和８年度も５回程度開催予定

釧路市生物多様性地域戦略（案）概要

資料１

◆ 目的

- 釧路市は森と湖、火山、河川、湿原、海等の多彩で雄大な大自然に恵まれており、ここには多くの野生動植物種が生息生育し、生物多様性が維持されている。この**生物多様性の恵みに支えられながら、市民生活やさまざまな事業が発展**している
- 一方で、太陽光発電施設の設置による湿原や緑地の減少、野生動物と人間の事故、外来生物の影響等、**生態系への影響が懸念されている**。市民生活や事業活動を継続していくためには、**生物多様性を保全していくことが重要**。
- 「生物多様性地域戦略」は、「生物多様性基本法」に基づく、**生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策の総合的、計画的な推進を図るための基本的な計画**。
- 国は、生物多様性に関する世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組み」の目標達成のために「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定。2030年までに生物多様性の損失を止めて回復させる「ネイチャーポジティブ」の実現を目標に掲げている。「ネイチャーポジティブ」の実現のためには、市レベルでの取組も求められている。
- 生物多様性を取り巻く国内外の状況、釧路市が抱える生物多様性保全に関する課題を踏まえ、**本市の生物多様性保全に関する方針を示し、人と自然が共生した持続可能な社会を将来に継承していくことを目的**に、「生物多様性地域戦略」を策定する。

ネイチャーポジティブ：自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること

◆ 計画期間

計画策定から**令和12年度（2030年度）**まで

◆ 計画の対象

全ての市民、事業者および市
対象地域は、釧路市の行政区域全体

釧路市生物多様性地域戦略（案）概要

資料１

◆ 位置づけ

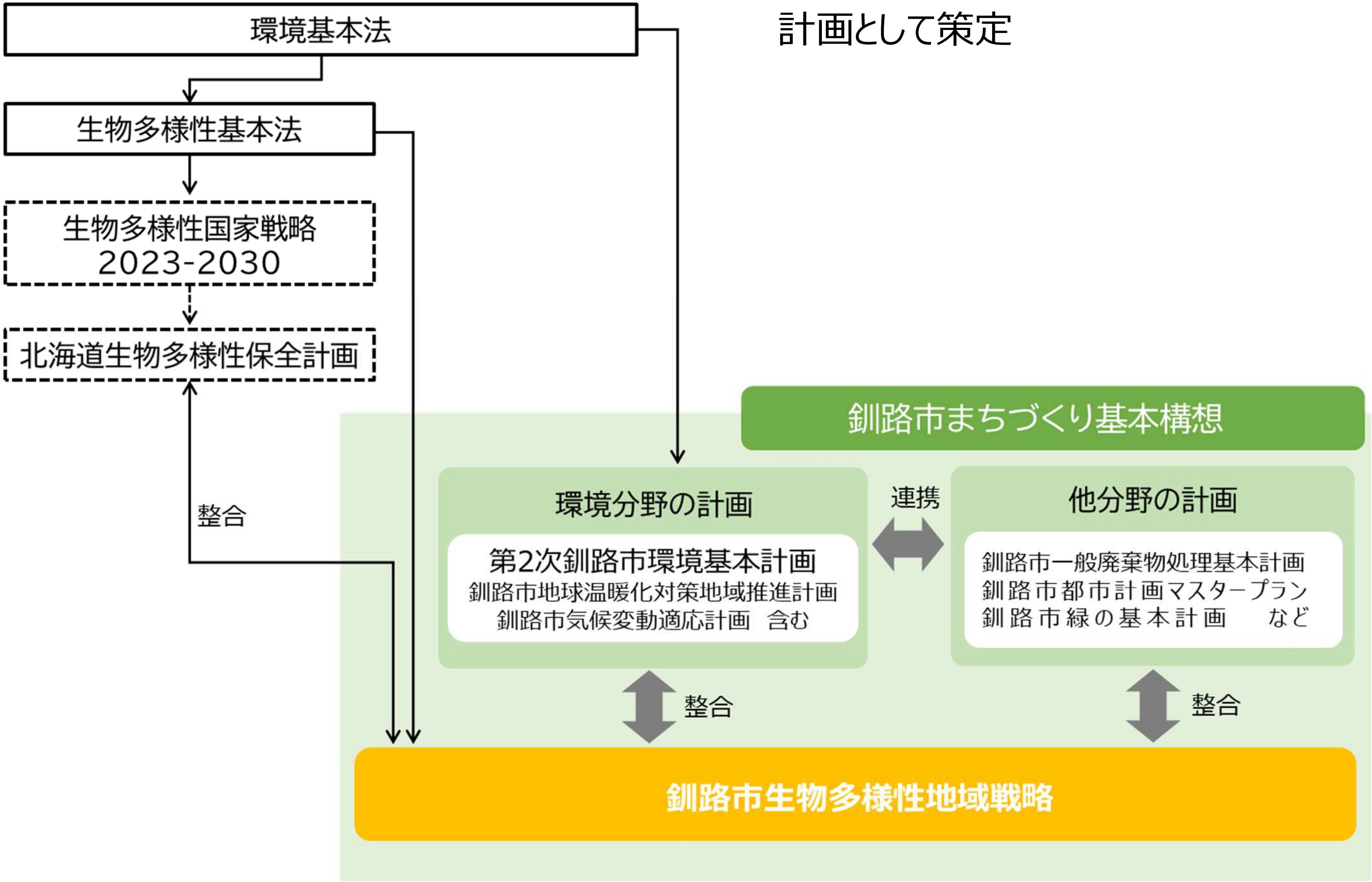

- 釧路市の行政計画と内容の整合を図り、単独の計画として策定

釧路市生物多様性地域戦略（案）概要

資料１

◆ 釧路市生物多様性地域戦略のポイント

- **長期目標「将来像」**を設定するとともに、計画年度である**2030年までの目標を「中期目標」**として設定
- 中期目標の達成に向けて**３つの基本戦略**と、**基本戦略ごとに施策（状態目標及び行動目標）**を設定。
- 重点的に生物多様性保全を図る**保全対象**（エリア及び種）を選定。

【保全対象（エリア）】

- 保全対象（エリア）は**自然環境の情報等を基に、特に本市の生物多様性保全上重要な場所と判断した場所を選定**する。自然環境の情報をもとに保全対象の候補地を抽出。今後、市民を対象としたアンケート結果等を基に再度検討し、選定する。
- 保全対象の中でも**特に生物多様性保全上重要なエリアは、法令に基づく保護区の指定や自然共生サイトの申請**を検討する。
- 保全対象（エリア）では、**関係者・関係団体と調整しながら自然環境の把握に努め**、取得した自然環境情報のデータを基に**生物多様性保全に効果的な対策を講じていく**こととする。

注）国立公園及び鳥獣保護区の法令により自然環境が保護されている区域は保全対象外

自然共生サイト：民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「地域生物多様性増進法」に基づき国が自然共生サイトに認定。自然共生サイトは国際データベースに登録される。

【保全対象（種）】

- 本市が重要な生息地である**オオジシギ**を候補として選定。市民を対象としたアンケート結果等を基に再度検討し、選定する。

注）法令に保護されている種は保全対象外

5　【保全対象（エリア）の選定】

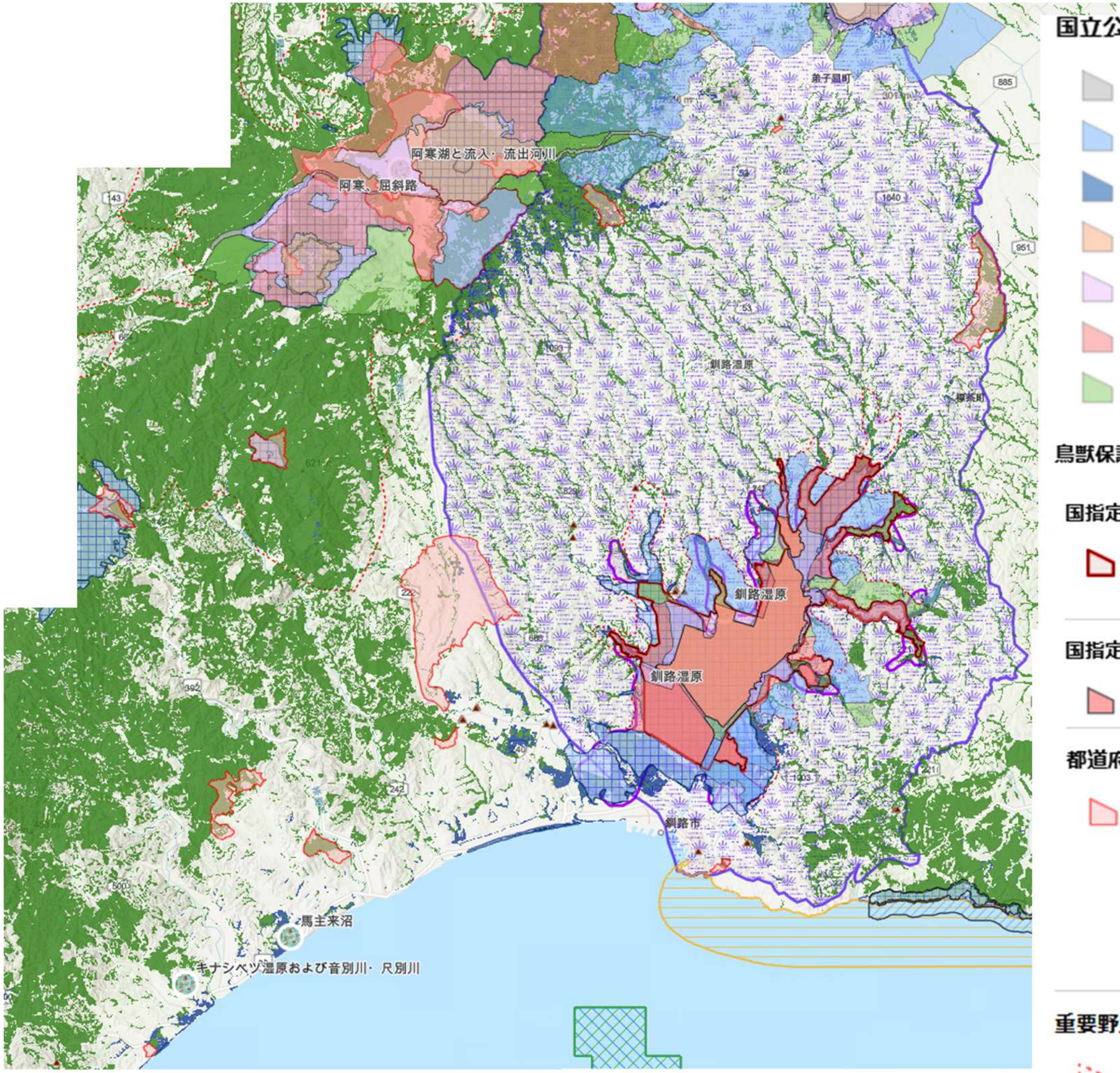

国立公園

- 区分未定
- 普通地域
- 海域公園地区
- 特別保護地区
- 第1種特別地域
- 第2種特別地域
- 第3種特別地域

鳥獣保護区

- 国指定鳥獣保護区
- 国指定鳥獣保護区特別保護地区
- 都道府県指定鳥獣保護区

重要野鳥生息地（IBA）

生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地）

植生自然度9.10

- 09, 自然林
- 10, 自然草原

自然再生推進法に基づく自然再生事業実施地域

特定植物群落

- 特定植物群落(第5回)(ポリゴン)

巨樹・巨木林

- 第6回
  - 巨樹・巨木林(第6回)(ポイント)

生物多様性の観点から重要度の高い海域（重要海域）

- 沿岸域

引用：生物多様性見える化マップ：https://www.biodiversitymap.env.go.jp/

資料１

釧路市生物多様性地域戦略（案）概要

6

◆ 構成

目指す姿　**人と自然が共生した社会**

2030年度までの目標　**多くの主体が生物多様性を理解し、生物多様性保全を意識した行動がとられている状態**

３つの基本戦略

基本戦略Ⅰ　健全な生態系の保全

生物多様性の保全上、重要なエリアや野生動植物種を保全することで、生態系の保全に取り組みます。

（１）重要な場所の生態系を保全	（２）野生動物の保全	（３）特定外来生物の防除
施策①：法令に基づく保護区での生物多様性の保全	施策①：法令で指定されている種の保全	施策：特定外来生物の防除
施策②：保全対象の生物多様性の保全	施策②：保全対象の保全	

基本戦略Ⅱ　自然資源の保全と持続可能な利活用

事業活動における自然資源の持続可能な利用を推進します。

（１）自然資源の活用		（２）野生動物との軋轢の緩和
施策①：持続可能な農林水産業の推進	施策②：観光業での自然資源の利活用の推進	施策：ヒグマの被害防止対策の推進
施策③：グリーンインフラを活かした施策の展開	施策④：循環型社会の形成	

基本戦略Ⅲ　多様な主体の参画

本市の生物多様性の素晴らしさを広め、市民や事業者の意識向上・行動変容を促します。

（１）自然の価値の再認識	（２）普及啓発		（３）連携	
施策：自然環境情報の取得	施策①：生物多様性保全に資する取組の普及啓発	施策②：生物多様性を学べる機会の創出	施策①：市民参加型の生物多様性に係るイベントの開催	施策②：生物多様性保全に資する事業活動の促進

釧路市生物多様性地域戦略（案）概要

◆ 戦略の推進に向けて

戦略の推進体制

- 環境保全課が中心となって、庁内各部局が連携して各施策に取り組む
- 市民、市民団体、事業者、専門家もそれぞれ自分たちの役割を理解し、生物多様性の保全に取り組む
- 釧路市環境審議会は、本戦略に関すること等について審議する。

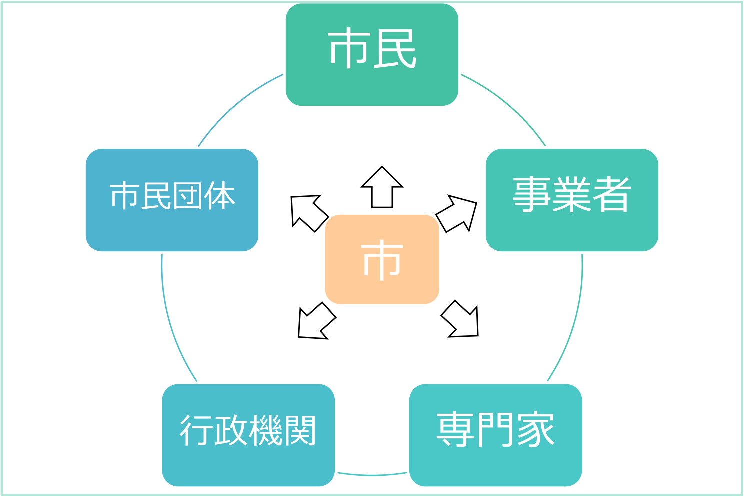

様々な主体による
連携・協働

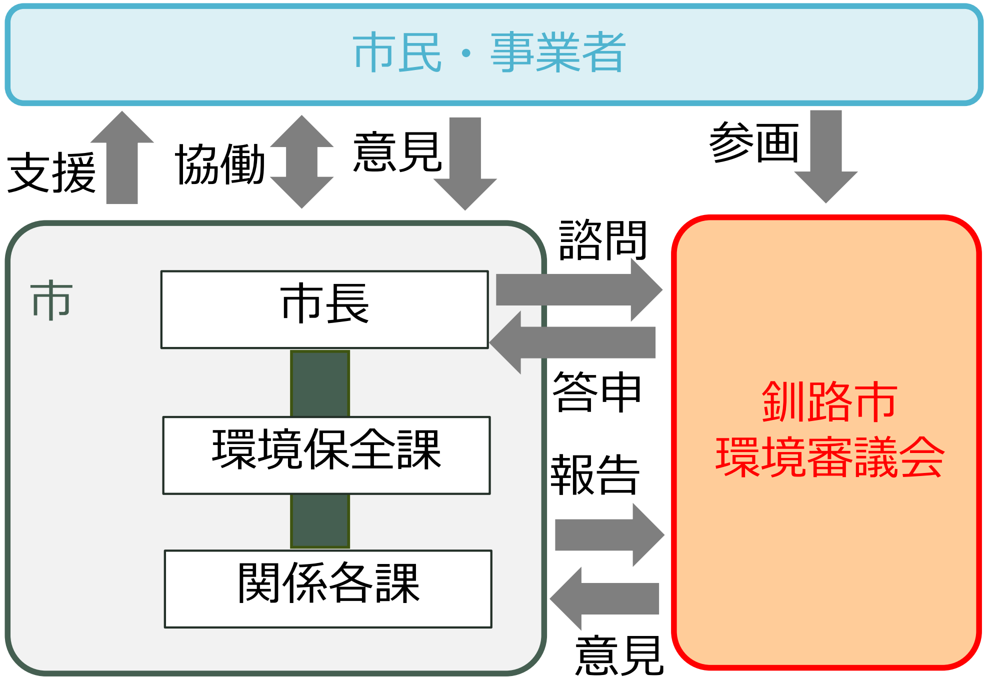

釧路市生物多様性地域戦略（案）概要

◆ 戦略の進捗

進行管理
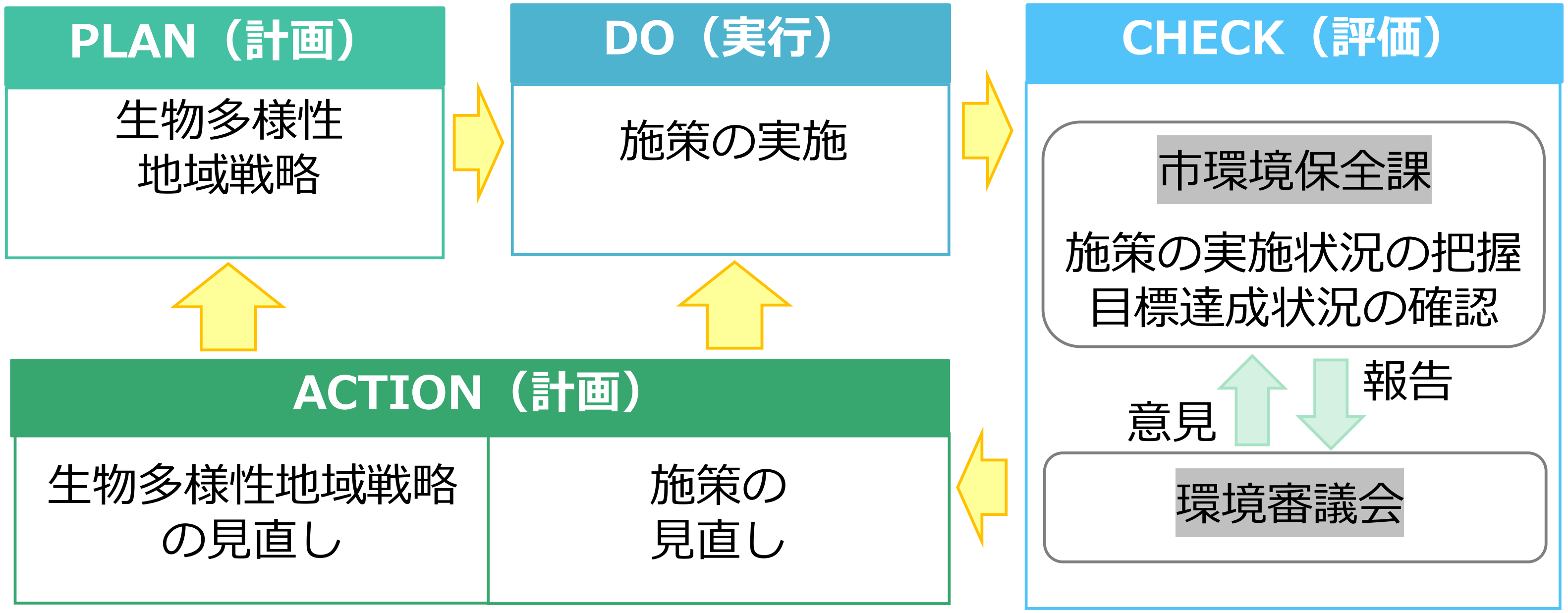
- 本戦略の各施策を市は積極的に実践し、目標達成を目指します。
- 市は、本戦略の進捗状況を取りまとめ、釧路市環境審議会に報告します。
- 釧路市環境審議会は、本戦略の進捗状況について確認し、意見を述べます。
- 市は環境審議会の意見などを受け、必要におうじて本戦略の見直しを行います。